

貯 法 室温保存

サルファ剤複合製剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

エクテシン[®]液

【本質の説明又は製造方法】

エクテシン液は、スルファモノメトキシ水合物とオルメトプリムとの相乗効果により、優れた抗原虫力及び抗菌力を発揮します。

【成分及び分量】

品 名	エクテシン [®] 液
有効成分	日局スルファモノメトキシ水合物 オルメトプリム
含 量	100mL中 日局スルファモノメトキシ水合物・・・7.5g オルメトプリム・・・・・・・・・・・・・2.5g

【効能又は効果】

牛：パストレラ性肺炎、コクシジウム病

鶏（産卵鶏を除く。）：コクシジウム病

豚：胸膜肺炎

【用法及び用量】

牛（搾乳牛を除く。）：パストレラ性肺炎、コクシジウム病

1日1回、体重1kg当たり0.1～0.2mLを3～5日間強制的に経口投与する。

鶏（産卵鶏を除く。）：コクシジウム病

飲水中に本剤を0.1～0.3%の割合で添加し、3日間連続または、これを反復投与する。

豚：胸膜肺炎

1日量として体重1kg当たり0.1～0.2mLを飲水に溶かして5日間経口投与する。

【使用上の注意】

「基本的事項」

1 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
- ・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：

本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（牛（搾乳牛を除く。）、鶏（産卵鶏を除く。）、及び豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛（搾乳牛を除く。）：食用に供するためにと殺する前7日間

鶏（産卵鶏を除く。）：食用に供するためにと殺する前5日間

豚：食用に供するためにと殺する前7日間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・小児の手の届かない適切な場所に保管すること。
- ・直射日光、高温及び多湿を避けて保管すること。
- ・使用済み容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

・誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

(取扱い上の注意)

・本剤を自動飲水投薬器を用いて投与する場合、結晶が析出し目づまりを起すことがあるので、投薬器は使用前、使用後に真水でよく洗浄すること。

【包装】

エクテシン液 500mL
5L

【製品情報お問い合わせ先】

Meiji Seika ファルマ株式会社

生物産業事業本部 動薬飼料部

〒104-8002

東京都中央区京橋二丁目4番16号

<http://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>

【製造販売元】

Meiji Seika ファルマ株式会社

東京都中央区京橋 2 - 4 - 16

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。